

## 子ども被災者支援法関連施策 2020 年度予算（案）にみる国の無策

伊藤久雄（認定NPO法人まちぽっと理事）

この資料は、さる2月14日に開催された「原発事故子ども・被災者支援法」推進自治体議員連盟と福島震災情報連絡センターとの省庁ヒアリングで、担当省庁別に集約したものである。

右肩の番号および施策名は、「被災者生活支援施策の推進に関する方針」に関するとりまとめ（平成30年7月11日）に対応している。

※、「被災者生活支援施策の推進に関する方針」に関するとりまとめ（平成30年7月11日）

[http://www.reconstruction.go.jp/topics/maincat2/jishu/material/20180713\\_siryou1-1.pdf](http://www.reconstruction.go.jp/topics/maincat2/jishu/material/20180713_siryou1-1.pdf)

当日は、支援法関連の20年度当初予算については、下記の点などが問題点として質疑された（風のたより 佐藤和良いわき市議会議員のHPより）。

<風のたより 佐藤かずよし>

<https://skazuyoshi.exblog.jp/>

### ■ 支援法関連の20年度当初予算の説明

復興庁から、昨年同様の施策、内数予算、同程度予算額の説明があったが、関連施策の2019年度決算を出すべきだ、と荒井会長が強く要請。山崎事務所に復興庁がとりまとめた回答を寄せることになりました。

<質疑のあった主な問題点>

- ・ 9年目の課題はどのように認識しているか、復興庁は存続するが予算が不透明—復興庁は「子ども被災者支援法の中の柱を維持すること。生活再建に向けての相談業務はしっかりやらないといけない」と答弁。
- ・ 住宅の確保—国家公務員宿舎の2倍請求追い出し問題、避難解除地域の無償提供の打ち切り
- ・ 自然体験事業—昨年1.7億円予算で実績が1.2億円。20年度予算は昨年実績。本年度採択1件。
- ・ 台風などにより河川によって拡散した汚染のための対策、除染廃棄物の流出—保管管理を強化
- ・ 五輪聖火リレー沿道のフォローアップ除染（詳しくは、上記佐藤議員のHP参照）

なお、昨年の8月30日に提出された要請書の要請事項は以下のとおり。

■ 原発事故被災者への支援施策等の改善を求める要請書 2019年8月30日

「原発事故子ども・被災者支援法」推進自治体議員連盟  
福島原発震災情報連絡センター

- 1、住宅の確保について、避難者の生活実態把握をおこない、必要とされる公営住宅などの入居制度の改善、県外自主避難者支援体制の強化、転居住宅が確保されるまでの国家公務員宿舎の入居継続を保障するなど、国は責任をもって福島県との協議を行い、「法」に基づく抜本的・継続的な住宅支援をめざすこと。
- 2、被災住宅解体後の更地の固定資産税等について、区域外・区域内に関わらず、避難者への生活支援、国税・地方税を含む負担軽減を維持・拡大すること。
- 3、「福島県の子供たちを対象とする自然体験・交流活動支援事業」について、子どもたちや実施団体に寄り添った事業改善と事業費増額を図り、県外民間団体への補助制度を整備すること。
- 4、リアルタイム線量測定システムの配置について、廃炉作業完了までの予算措置を講ずること。
- 5、原発事故の損害賠償について、賠償実施状況の詳細な確認を実施し、時効期間の再延長も含めた法的措置等について検討すること。
- 6、2018年再改訂放射線副読本について、福島原発事故の写真や汚染地図、国際原子力事象尺度レベル7や被ばく線量と健康影響との間の比例関係、子供の被爆の感受性などが削除され、「国の責任」「事故の深刻さを伝える情報」「汚染や被曝による人権侵害の状況」「放射線防護」などが無記載のままであり、撤回すること。

ヒアリングで質疑のあった住宅確保問題の関連記事。

■ 【原発避難者から住まいを奪うな】7世帯がやむなく「家賃2倍」納付。情報公開で判明。福島県「最後の1人が退去するまで続ける」。9月県議会に“追い出し訴訟、議案提出へ

民の声新聞 2019年08月26日

原発事故で政府の避難指示が出されなかった区域から福島県外へ避難している人々（いわゆる“自主避難者”）のうち、国家公務員宿舎への入居者に対する家賃2倍請求問題で、4月分の納付期限までに7世帯が2倍の家賃を納めていた事が分かった。福島県の情報公開制度で入手した資料で判明した。5月分の納付期限は今月23日で、納付書は送付済み。退去で対象者は減りつつあるものの、県は「最後の1人が退去するまで続ける」と“追い出し”の姿勢は変えない。これとは別に、契約自体を拒んで入居している避難者に対して“追い出し訴訟”を起こすべく、9月県議会に議案を提出する方針で、避難者への自立強制がさらに強まりそうだ。

■ 24%見通し立たず 帰還困難区域 無償提供3月終了後の住まい（佐藤議員のHPより）

東京電力福島第一原発事故に伴う仮設住宅や借り上げ住宅の無償提供が3月末で原則終了する富岡、浪江両町の全域と、葛尾、飯舘両村の帰還困難区域からの避難者のうち、約24%に当たる546世帯は昨年12月末現在で4月以降の住まいの見通しが立っていない。県が政調会で明らかにした。

県生活拠点課によると、無償提供が終了するのは2274世帯。町村別の内訳は富岡町が951世帯、浪江町が1294世帯、葛尾村が5世帯、飯舘村が24世帯となっている。4月以降の住居の見通しがついているのは1715世帯で、13世帯とは連絡がとれず意向を確認できていないという。

このような紹介の文章を書いているにもかかわらず、まったくもって気が晴れない。特に住宅確保問題は深刻である。原発事故は人災である。国や東電は、何をおいても住宅確保を優先すべきだ。